





第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</b></p> <p><b>7-21-1 性能要件</b></p> <p><b>7-21-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)の基準に適合しなければならない。(保安基準第13条関係、細目告示第16条第1項関係、細目告示第94条第1項関係)</p> <p>(2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>① 制動装置は、かじ取性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。(細目告示第16条第2項関係、細目告示第94条第2項関係)</p> <p>② 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報するブザその他の装置を備えたものであること。</p> <p>ただし、その圧力が零となった場合においても、7-18-2-1 (2) ③に掲げる基準に適合するものにあつてはこの限りでない。(細目告示第16条第2項関係、細目告示第94条第2項関係)</p> <p>③ 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、被牽引自動車(慣性制動装置による主制動装置を備えるもの及び7-19-1 (3)の規定により主制動装置を省略したものに限る。)であつて、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、かつ、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(細目告示第16条第4項関係、細目告示第94条第4項関係)</p> <p>④ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p style="text-align: center;">【表示】  </p> <p><b>7-21-1-2 書面等による審査</b></p> <p>(1) 牽引自動車(最高速度が25km/h以下のものを除く。)及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、UN R13-11-S16の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分に限る。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げる制動装置であつてその機能を損なう損傷等のないものは、UN R13-11-S16の5.及び6.(連結状態における制動性能に係る部分に限る。)に適合するものとする。(細目告示第16条第1項、第94条第1項関係)</p>	<p><b>8-21 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置</b></p> <p><b>8-21-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2)から(5)までの基準に適合しなければならない。(保安基準第13条関係、細目告示第172条第1項関係)</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1 (3) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。(細目告示第172条第2項関係)</p> <p>① 8-15又は8-16の自動車に牽引される場合にあつては、8-15-2-2 (2) ③の基準</p> <p>② 8-18の自動車に牽引される場合にあつては、8-18-2-2 (2) ③の基準</p> <p>③ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているものでないこと。</p> <p style="text-align: center;">【表示】  </p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、被牽引自動車(慣性制動装置による主制動装置を備えるもの及び7-19-1 (3)の規定により主制動装置を省略したものに限る。)であつて、連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、かつ、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(細目告示第172条第4項関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度25km/h以下の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置による主制動装置を備えるものを除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。(細目告示第172条第5項関係)</p> <p>① 8-15又は8-16の自動車に牽引される場合にあつては、8-15-2-2 (2) ②の基準</p> <p>② 8-18の自動車に牽引される場合にあつては、8-18-2-2 (2) ②の基準</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づき制動装置について型式指定を受けた自動車に備える制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置</p> <p>(2) 牽引自動車（最高速度 25km/h 以下のものに限る。）及び被牽引自動車（慣性制動装置による主制動装置を備えるものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車の被牽引自動車を連結した状態において、細目告示別添 93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。（細目告示第 16 条第 5 項、第 94 条第 5 項関係）</p> <p>(3) (1) 又は (2) の基準に適合する制動装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、7-21-1-1 (2) の基準に適合するものとする。</p> <p><b>7-21-2 欠番</b></p> <p><b>7-21-3 欠番</b></p> <p><b>7-21-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-21-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>(2) 昭和 38 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、7-21-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 1 号関係）</p> <p>(3) 昭和 43 年 7 月 30 日以前に製作された自動車については、7-21-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>(4) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの及び乗車定員 30 人以上の普通自動車を除く。）については、7-21-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 3 号関係）</p> <p>(5) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 2 号関係）</p> <p>(6) 牽引自動車と昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 46 年 12 月 31 日までに製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 3 号関係）</p> <p>(7) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 4 号関係）</p> <p>(8) 昭和 45 年 6 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日までに製作さ</p>	<p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車（慣性制動装置による主制動装置を備えるものを除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。（細目告示第 172 条第 7 項関係）</p> <p><b>8-21-2 欠番</b></p> <p><b>8-21-3 欠番</b></p> <p><b>8-21-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、8-21-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 1 号関係）</p> <p>(2) 昭和 38 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、8-21-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 1 号関係）</p> <p>(3) 昭和 43 年 7 月 30 日以前に製作された自動車については、8-21-7（従前規定の適用③）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 2 号関係）</p> <p>(4) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が 8t 以上又は最大積載量が 5t 以上のもの及び乗車定員 30 人以上の普通自動車を除く。）については、8-21-8（従前規定の適用④）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 3 号関係）</p> <p>(5) 昭和 45 年 5 月 31 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-9（従前規定の適用⑤）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 2 号関係）</p> <p>(6) 牽引自動車と昭和 35 年 4 月 1 日から昭和 46 年 12 月 31 日までに製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-10（従前規定の適用⑥）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 3 号関係）</p> <p>(7) 昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-11（従前規定の適用⑦）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 4 号関係）</p> <p>(8) 昭和 45 年 6 月 1 日から昭和 50 年 3 月 31 日までに製作さ</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>れた牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第3項第5号関係）</p> <p>(9) 昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第4号関係）</p> <p>(10) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、7-21-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第5号関係）</p> <p>(11) 平成3年9月30日（専ら乗用の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあつては、平成4年3月31日）以前に製作された自動車については、7-21-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第6号関係）</p> <p>(12) 次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車であつて、平成7年8月31日以前に製作されたものについては、7-21-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第7号関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 火薬類（保安基準第51条第2項各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する被牽引自動車</li> <li>② 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する被牽引自動車</li> <li>③ 保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する被牽引自動車</li> <li>④ 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する被牽引自動車</li> <li>⑤ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する被牽引自動車</li> </ol> <p>(13) 牽引自動車と7-19-4(4)①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第8号関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 7-15の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</li> </ol>	<p>れた牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-12（従前規定の適用⑧）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第3項第5号関係）</p> <p>(9) 昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-13（従前規定の適用⑨）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第4号関係）</p> <p>(10) 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、8-21-14（従前規定の適用⑩）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第5号関係）</p> <p>(11) 平成3年9月30日（専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあつては、平成4年3月31日）以前に製作された自動車については、8-21-15（従前規定の適用⑪）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第6号関係）</p> <p>(12) 次に掲げる被牽引自動車以外の被牽引自動車であつて、平成7年8月31日以前に製作されたものについては、8-21-16（従前規定の適用⑫）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第7号関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 火薬類（保安基準第51条第2項各号に掲げる数量以下のものを除く。）を運送する被牽引自動車</li> <li>② 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する被牽引自動車</li> <li>③ 保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する被牽引自動車</li> <li>④ 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する被牽引自動車</li> <li>⑤ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する被牽引自動車</li> </ol> <p>(13) 牽引自動車と7-19-4(4)①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-17（従前規定の適用⑬）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第2項第8号関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 7-15の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</li> </ol>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>② 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>③ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成 7 年 12 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>④ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑤ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>(14) 牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 9 号関係）</p> <p>① 次のアからオまでに掲げる自動車（三輪自動車に限る。）</p> <p>ア 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）であって平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>イ 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>ウ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成 7 年 12 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>エ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）</p>	<p>② 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>③ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成 7 年 12 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>④ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑤ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>(14) 牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-18（従前規定の適用⑭）の規定を適用する。（適用関係告示第 10 条第 2 項第 9 号関係）</p> <p>① 次のアからオまでに掲げる自動車（三輪自動車に限る。）</p> <p>ア 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）であって平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>イ 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>ウ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成 7 年 12 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>エ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>る。)であって平成11年6月30日(輸入自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>オ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(15) 牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和47年1月1日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの(昭和47年1月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-19(従前規定の適用⑮)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第7号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものを除く。)であつて平成7年12月30日(輸入自動車にあつては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>④ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成11年6月30日(輸入自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑤ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p>	<p>る。)であつて平成11年6月30日(輸入自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>オ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(15) 牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車であつて昭和47年1月1日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であつて次に掲げる自動車であるもの(昭和47年1月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-19(従前規定の適用⑮)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第7号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものを除く。)であつて平成7年12月30日(輸入自動車にあつては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>④ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成11年6月30日(輸入自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑤ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(16) 牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和50年4月1日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(昭和50年4月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-20(従前規定の適用⑯)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月30日(輸入自動車にあつては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>④ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成11年6月30日(輸入自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑤ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(17) 牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、7-21-21(従前規定の適用⑰)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第8号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p>	<p>(16) 牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和50年4月1日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの(昭和50年4月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-20(従前規定の適用⑱)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月30日(輸入自動車にあつては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>④ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成11年6月30日(輸入自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑤ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>(17) 牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、8-21-21(従前規定の適用⑲)の規定を適用する。(適用関係告示第10条第3項第8号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成7年12月30日（輸入自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>④ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成11年6月30日（輸入自動車にあつては平成14年9月30日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑤ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>(18) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、7-21-22（従前規定の適用<sup>⑱</sup>）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第1項及び第3項第9号関係）</p> <p>(19) 次に掲げる自動車については、7-21-23（従前規定の適用<sup>⑲</sup>）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第4項、第5項関係）</p> <p>① 平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が10t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(20) 次に掲げる自動車については、7-21-24（従前規定の適用<sup>⑳</sup>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係）</p> <p>① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が12tを超えるもの</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①)に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪</p>	<p>③ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であつて車枠を有するものを除く。）であつて平成7年12月30日（輸入自動車にあつては平成11年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>④ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成11年6月30日（輸入自動車にあつては平成14年9月30日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑤ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>(18) 平成15年12月31日以前に製作された自動車については、8-21-22（従前規定の適用<sup>⑱</sup>）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第1項及び第3項第9号関係）</p> <p>(19) 次に掲げる自動車については、8-21-23（従前規定の適用<sup>⑲</sup>）の規定を適用する。（適用関係告示第10条第4項、第5項関係）</p> <p>① 平成29年1月31日以前に製作された被牽引自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が10t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(20) 次に掲げる自動車については、8-21-24（従前規定の適用<sup>⑳</sup>）の規定を適用する。（適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係）</p> <p>① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であつて、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が12tを超えるもの</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①)に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車</p> <p><b>7-21-5 従前規定の適用①</b></p> <p>昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-21-5-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合しなければならない。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>(2) 車両総重量 2t 未満の被牽引自動車及び最高速度 25km/h 未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係)</p> <p>(3) 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び 7-16-7-2-3 (2) ②アの基準 (この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「<math>0.006V_1^2</math>」とあるのは「<math>0.0071V_1^2</math>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 7 号関係)</p> <p><b>7-21-6 従前規定の適用②</b></p> <p>昭和 38 年 9 月 30 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 2 項第 1 号関係)</p> <p><b>7-21-6-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合しなければならない。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係)</p> <p>(3) 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び 7-16-7-2-3 (2) ②アの基準 (この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「<math>0.006V_1^2</math>」</p>	<p>自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車</p> <p><b>8-21-5 従前規定の適用①</b></p> <p>7-21-5 の規定を適用する。</p> <p><b>8-21-6 従前規定の適用②</b></p> <p>7-21-6 の規定を適用する。</p>



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>とあるのは「<math>0.0071V_1^2</math>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-7 従前規定の適用③</b> 昭和43年7月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第2号関係)</p> <p><b>7-21-7-1 性能要件(視認等による審査)</b> (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1(2)①及び7-18-14-2-1(2)の基準に適合しなければならない。 この場合において、7-18-14-2-1(2)③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係) (2) 7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①及び7-18-14-2-1(2)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。 この場合において、7-18-14-2-1(2)③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第2号関係) (3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車が分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。 ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係) (4) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「<math>0.006V_1^2</math>」とあるのは「<math>0.0071V_1^2</math>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-8 従前規定の適用④</b> 昭和48年11月30日以前に製作された自動車(貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上のもの及び乗車定員30人以上の普通自動車を除く。)については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第3号関係)</p> <p><b>7-21-8-1 性能要件(視認等による審査)</b> (1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1(2)①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。 この場合において、7-18-14-2-1(2)③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係) ① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準 ② 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合に</p>	<p><b>8-21-7 従前規定の適用③</b> 7-21-7の規定を適用する。</p> <p><b>8-21-8 従前規定の適用④</b> 7-21-8の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>あつては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び7-16-7-2-3 (2) ②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「<math>0.006V_1^2</math>」とあるのは「<math>0.0071V_1^2</math>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>昭和45年5月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第2号関係)</p> <p><b>7-21-9-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (1)及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合しなければならない。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、</p>	<p><b>8-21-9 従前規定の適用⑤</b></p> <p>7-21-9の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3(2)の基準</p> <p>(5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3(2)⑦の基準</p> <p>(6) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>牽引自動車と昭和35年4月1日から昭和46年12月31日までに製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第3号関係)</p> <p><b>7-21-10-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1(2)①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1(2)③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 車両総重量2t未満の被牽引自動車及び最高速度20km/h未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①及び7-18-14-2-1(2)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1(2)③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第</p>	<p><b>8-21-10 従前規定の適用⑥</b></p> <p>7-21-10の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（車両総重量 2t 未満の被牽引自動車及び最高速度 20km/h 未満の牽引自動車により牽引される被牽引自動車の制動装置を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車が分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が 1.5t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 3 号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>① 7-15 又は 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2②の基準</p> <p>② 7-17 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び 7-18-14-2-3 (2) の基準</p> <p>(5) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 20km/h 未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 6 号関係)</p> <p>① 7-15 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び 7-15-7-2-3 (2) ⑦の基準</p> <p>(6) 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び 7-16-7-2-3 (2) ②アの基準（この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 7 号関係)</p> <p><b>7-21-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 10 条第 3 項第 4 号関係)</p> <p><b>7-21-11-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係)</p> <p>① 7-15 又は 7-16 の基準を適用する自動車に牽引され</p>	<p><b>8-21-11 従前規定の適用⑦</b></p> <p>7-21-11 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>る場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。</p> <p>この場合において、7-18-14-2-1 (2) ③及び④の基準中「900N」とあるのは「1200N」とする。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3(2)の基準</p> <p>(5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3(2)⑦の基準</p> <p>(6) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「<math>0.006V_1^2</math>」とあるのは「<math>0.0071V_1^2</math>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>昭和45年6月1日から昭和50年3月31日までに製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と当該期間に製作された被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準</p>	<p><b>8-21-12 従前規定の適用⑧</b></p> <p>7-21-12の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第5号関係)</p> <p><b>7-21-12-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1(2)①並びに7-18-14-2-1(2)③及び7-18-14-2-2③の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>(2) 7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①及び7-18-14-2-1(2)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3(2)の基準</p> <p>(5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3(2)⑦の基準</p> <p>(6) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「0.006V<sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sup>2</sup>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-13 従前規定の適用⑨</b></p> <p>昭和50年3月31日以前に製作された牽引自動車と被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車と同日以前に製作さ</p>	<p><b>8-21-13 従前規定の適用⑩</b></p> <p>7-21-13の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>れた被牽引自動車と連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第4号関係)</p> <p><b>7-21-13-1 性能要件 (視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車が分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2)の基準</p> <p>(5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 (2) ⑦の基準</p> <p>(6) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び7-16-7-2-3 (2) ②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-14 従前規定の適用⑩</b> 昭和50年11月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第5号関係)</p> <p><b>7-21-14-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車が分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) の基準</p> <p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)</p> <p>(6) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び7-16-7-2-3 (2) ②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-15 従前規定の適用⑩</b> 平成3年9月30日(専ら乗用の用に供する自動車であつ</p>	<p><b>8-21-14 従前規定の適用⑩</b> 7-21-14の規定を適用する。</p> <p><b>8-21-15 従前規定の適用⑩</b> 7-21-15の規定を適用する。</p>



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>て車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のもの）にあつては、平成4年3月31日）以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第10条第2項第6号関係）</p> <p><b>7-21-15-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第1号関係）</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第10条第1項第2号関係）</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（慣性制動装置を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車が分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。（適用関係告示第10条第1項第3号関係）</p> <p>(4) 牽引自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第4号関係）</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) の基準</p> <p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。（適用関係告示第10条第1項第5号関係）</p> <p>(6) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び7-16-7-2-3 (2) ②アの基準（この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第10条第1項第7号関係）</p> <p><b>7-21-16 従前規定の適用⑩</b></p> <p>平成7年8月31日以前に製作された次に掲げる被牽引自</p>	<p><b>8-21-16 従前規定の適用⑩</b></p> <p>7-21-16の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>自動車以外の被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第7号関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 火薬類(保安基準第51条第2項各号に掲げる数量以下のものを除く。)を運送する被牽引自動車</li> <li>② 危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3に掲げる指定数量以上の危険物を運送する被牽引自動車</li> <li>③ 保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する被牽引自動車</li> <li>④ 150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素に限る。)を運送する被牽引自動車</li> <li>⑤ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和35年総理府令第56号)第18条の3第1項に規定する放射性輸送物(L型輸送物を除く。)を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則(昭和52年運輸省令第33号)第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則(昭和53年総理府令第57号)第3条に規定する核燃料輸送物(L型輸送物を除く。)若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則(昭和53年運輸省令第72号)第19条の規定により運送する場合に使用する被牽引自動車</li> </ul> <p><b>7-21-16-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1(2)①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</li> <li>② 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準</li> </ul> </li> <li>(2) 7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①及び7-18-14-2-1(2)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</li> <li>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。 <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> </li> <li>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</li> <li>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</li> </ul> </li> </ul>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>③ 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) の基準</p> <p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。（適用関係告示第10条第1項第5号関係）</p> <p>(6) 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び7-16-7-2-3 (2) ②アの基準（この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「<math>0.006V_1^2</math>」とあるのは「<math>0.0071V_1^2</math>」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第10条第1項第7号関係）</p> <p><b>7-21-17 従前規定の適用⑬</b></p> <p>牽引自動車と7-19-4 (4) ①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であって次に掲げる自動車であるもの（三輪自動車を除く。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第10条第2項第8号関係）</p> <p>① 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。）であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。）であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>③ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成7年12月31日（輸入自動車にあっては平成11年3月31日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>④ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成11年6月30日（輸入自動車にあっては平成14年9月30日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑤ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p><b>7-21-17-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。（適</p>	<p><b>8-21-17 従前規定の適用⑬</b></p> <p>7-21-17 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①及び7-18-14-2-1(2)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3(2)の基準</p> <p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)</p> <p>(6) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3(2)⑦の基準</p> <p>(7) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「<math>0.006V_1^2</math>」とあるのは「<math>0.0071V_1^2</math>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-18 従前規定の適用⑭</b></p> <p>牽引自動車であって①及び②に掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第2項第9号関係)</p> <p>① 次のアからオまでに掲げる自動車(三輪自動車に限</p>	<p><b>8-21-18 従前規定の適用⑭</b></p> <p>7-21-18の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>る。)</p> <p>ア 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）であって平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>イ 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>ウ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成 7 年 12 月 31 日（輸入自動車にあつては平成 11 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>エ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあつては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>オ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。）であつて平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 7-17 の基準を適用する自動車であつて平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p><b>7-21-18-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係）</p> <p>① 7-15 又は 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18 の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①及び 7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 2 号関係）</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（慣性制動装置を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 3 号関係）</p> <p>(4) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)</p> <p>(5) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあっては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3(2)⑦の基準</p> <p>(6) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-19 従前規定の適用⑮</b></p> <p>牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和47年1月1日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥までに掲げる自動車であるもの(昭和47年1月1日以降に製作された自動車に限る。)と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第7号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であって平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月30日(輸入自動車にあっては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>④ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成11年6月30日(輸入自動車にあっては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑤ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。)であって平成</p>	<p><b>8-21-19 従前規定の適用⑮</b></p> <p>7-21-19の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>12年6月30日以前に製作されたもの（平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であって平成11年6月30日以前に製作されたもの（平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p><b>7-21-19-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①、7-18-14-2-1 (2) ③及び7-18-14-2-2③の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第1号関係）</p> <p>(2) 車両総重量750kg以下の被牽引自動車（車両総重量が当該被牽引自動車を牽引する牽引自動車の車両重量に55kgを加えた値の2分の1を超えるものを除く。）並びに7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1 (2) ①及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第10条第1項第2号関係）</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車の制動装置を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車が分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。（適用関係告示第10条第1項第3号関係）</p> <p>(4) 牽引自動車（最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）及び被牽引自動車（車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第4号関係）</p> <p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車の主制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。（適用関係告示第10条第1項第5号関係）</p> <p>(6) 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの（高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。）及び車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第10条第1項第6号関係）</p> <p>① 7-15の自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3 (2) ⑦の基準</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(7) 7-16 の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで 7-15-7-2-1 (2) ①の基準及び 7-16-7-2-3 (2) ②アの基準（この場合において、7-16-7-2-3 (2) ②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。）に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 7 号関係）</p> <p><b>7-21-20 従前規定の適用⑩</b></p> <p>牽引自動車と 7-15-4 (2) ①及び②に掲げる被牽引自動車であって昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作されたものを連結した場合又は牽引自動車であって①から⑥に掲げる自動車であるもの（昭和 50 年 4 月 1 日以降に製作された自動車に限る。）と被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 10 条第 3 項第 6 号関係）</p> <p>① 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車を除く。）であって平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>② 7-15 の基準を適用する自動車（軽自動車及び車両総重量が 3.5t を超える自動車に限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>③ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。）であって平成 7 年 12 月 30 日（輸入自動車にあっては平成 11 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 6 年 4 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>④ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成 11 年 6 月 30 日（輸入自動車にあっては平成 14 年 9 月 30 日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑤ 7-16 の基準を適用する自動車（原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であって車枠を有するものに限る。）であって平成 12 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 10 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p>⑥ 7-17 の基準を適用する自動車であって平成 11 年 6 月 30 日以前に製作されたもの（平成 9 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車を除く。）</p> <p><b>7-21-20-1 性能要件（視認等による審査）</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1 (2) ①、7-18-14-2-1 (2) ③及び 7-18-14-2-2③の基準に適合しなければならない。（適用関係告示第 10 条第 1 項第 1 号関係）</p> <p>(2) 7-19-9-1 (2) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置</p>	<p><b>8-21-20 従前規定の適用⑩</b></p> <p>7-21-20 の規定を適用する。</p>



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>のみで7-15-7-2-1 (2) ①及び7-18-14-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3(2)の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車の主制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)</p> <p>(6) 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3(2)⑦の基準</p> <p>(7) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「<math>0.006V_1^2</math>」とあるのは「<math>0.0071V_1^2</math>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-21 従前規定の適用⑩</b></p> <p>牽引自動車と7-15-4(2)①及び②に掲げる被牽引自動車を連結した場合又は牽引自動車であつて①から⑥までに掲げる自動車であるものと被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車については、①から⑥までの基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第3項第8号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車を除く。)であつて平成11</p>	<p><b>8-21-21 従前規定の適用⑪</b></p> <p>7-21-21の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>② 7-15の基準を適用する自動車(軽自動車及び車両総重量が3.5tを超える自動車に限る。)であって平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>③ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた自動車であって車枠を有するものを除く。)であって平成7年12月30日(輸入自動車にあつては平成11年3月31日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて平成6年4月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>④ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある普通自動車及び小型自動車並びに全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた普通自動車及び小型自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成11年6月30日(輸入自動車にあつては平成14年9月30日)以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑤ 7-16の基準を適用する自動車(原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある軽自動車及び全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えた軽自動車であつて車枠を有するものに限る。)であつて平成12年6月30日以前に製作されたもの(平成10年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p>⑥ 7-17の基準を適用する自動車であつて平成11年6月30日以前に製作されたもの(平成9年10月1日以降の型式指定自動車を除く。)</p> <p><b>7-21-21-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1(2)①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①及び7-18-14-2-1(2)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車が分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>(2) ②及び③に掲げる被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3 (2) の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(車両総重量750kg以下の被牽引自動車並びに7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車の主制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)</p> <p>(6) 専ら乗用の用に供する自動車であつて車両総重量が12tを超えるもの(高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車を除く。)及び車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の自動車を牽引される場合にあっては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3(2)⑦の基準</p> <p>(7) 7-16の基準を適用する自動車を牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-22 従前規定の適用⑩</b></p> <p>平成15年12月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p><b>7-21-22-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-7-2-1(2)①の基準並びに次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第1号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車を牽引される場合にあっては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-18の基準を適用する自動車を牽引される場合にあっては、7-18-14-2-2③の基準</p> <p>(2) 7-19-9-1(2)②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①及び7-18-14-2-1(2)③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第2号関係)</p> <p>(3) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置(慣性制動装置を除く。)は、走行中牽引自動車と被牽引自動車が分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が1.5t以下の1軸を有する被牽引自動車(セミトレーラを除く。)で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、牽引自動車と被牽</p>	<p><b>8-21-22 従前規定の適用⑩</b></p> <p>7-21-22の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。(適用関係告示第10条第1項第3号関係)</p> <p>(4) 牽引自動車(最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)及び被牽引自動車(慣性制動装置を備える自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第4号関係)</p> <p>① 7-15又は7-16の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2③の基準</p> <p>② 7-17の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-17-6-2-2③の基準</p> <p>③ 7-18の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-18-14-2-2②及び7-18-14-2-3(2)の基準</p> <p>(5) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置(慣性制動装置を除く。)は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。(適用関係告示第10条第1項第5号関係)</p> <p>(6) 車両総重量が7tを超える牽引自動車及び被牽引自動車(車両総重量10t以下の被牽引自動車及び最高速度35km/h未満の大型特殊自動車又は最高速度20km/h未満の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。)の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次の基準に適合しなければならない。(適用関係告示第10条第1項第6号関係)</p> <p>① 7-15の基準を適用する自動車に牽引される場合にあつては、7-15-7-2-2④及び7-15-7-2-3(2)⑦の基準</p> <p>(7) 7-16の基準を適用する自動車に牽引される車両総重量750kg以下の被牽引自動車にあつては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-7-2-1(2)①の基準及び7-16-7-2-3(2)②アの基準(この場合において、7-16-7-2-3(2)②アの規定中「0.006V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とあるのは「0.0071V<sub>1</sub><sup>2</sup>」とする。)に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。(適用関係告示第10条第1項第7号関係)</p> <p><b>7-21-23 従前規定の適用<sup>⑩</sup></b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第10条第4項、第5項関係)</p> <p>① 平成29年1月31日以前に製作された自動車(平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成27年9月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて、平成27年8月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)</p> <p>② 牽引自動車と車両総重量が10t以下の指定自動車等以外の被牽引自動車を連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車</p> <p><b>7-21-23-1 性能要件</b></p>	<p><b>8-21-23 従前規定の適用<sup>⑩</sup></b></p> <p>7-21-23の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-21-23-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、(2) から (8) までの基準に適合しなければならない。</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、7-15-10-2-1 (2) ①の基準及び次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① 7-15 又は 7-16 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-2-2 (2) ③の基準</p> <p>② 7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-18-2-2 (2) ④の基準</p> <p>(3) 7-19-10-2-2 (3) ②及び③に掲げる被牽引自動車にあっては、連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制動装置のみで7-15-10-2-1 (2) ①及び7-18-2-1 (2) ③の基準に適合する場合には、主制動装置を省略することができる。</p> <p>(4) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置（慣性制動装置を除く。）は、走行中牽引自動車と被牽引自動車とが分離したときに、それぞれを停止させることができる構造でなければならない。</p> <p>ただし、車両総重量が 1.5t 以下の 1 軸を有する被牽引自動車（セミトレーラを除く。）で連結装置が分離したときに連結装置の地面への接触を防止し、かつ、牽引自動車と被牽引自動車の連結状態を保つことができるものにあつては、この限りでない。</p> <p>(5) 牽引自動車（最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）及び被牽引自動車（慣性制動装置を備える自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>① 7-15 又は 7-16 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-2-2 (2) ②の基準</p> <p>② 7-17 の自動車に牽引される場合にあっては、7-17-2-2 (2) ④の基準</p> <p>③ 7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-18-2-3 (3) 及び7-18-2-2 (2) ③の基準</p> <p>(6) 牽引自動車及び被牽引自動車の主制動装置（慣性制動装置を除く。）は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、牽引自動車の主制動装置を操作したときに、直ちに被牽引自動車の主制動装置が作用する構造でなければならない。</p> <p>(7) 車両総重量が 7t を超える牽引自動車及び被牽引自動車（車両総重量 10t 以下の被牽引自動車及び最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車又は最高速度 25km/h 以下の自動車により牽引される被牽引自動車を除く。）の主制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>① 7-15 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-10-2-3 (3) ③の基準</p> <p>② 7-18 の自動車に牽引される場合にあっては、7-15-10-2-2 (2) ⑤の基準</p> <p>(8) 7-16 の自動車に牽引される車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車であつて、①又は②のいずれかに該当するものにあつては、主制動装置を省略することができる。</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>① 連結した状態において、牽引する牽引自動車の主制御装置が平成26年2月13日付け国土交通省告示第126号による改正前の細目告示別添12「乗用車の制動装置の技術基準」の別紙1の2.1.2.に定める基準及び7-15-10-2-1(2)①の基準に適合するもの</p> <p>② 牽引自動車の車両重量の2分の1を当該被牽引自動車の車両総重量が超えないもの</p> <p><b>7-21-23-1-2 書面等による審査</b></p> <p>牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、連結状態における制動性能に関し、書面により審査したときに、細目告示別添93「連結車両の制動作動おくれ防止の技術基準」に定める基準に適合しなければならない。</p> <p><b>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</b></p> <p><b>7-21-24 従前規定の適用②</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が12tを超えるもの</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車</p> <p><b>7-21-24-1 性能要件</b></p> <p><b>7-21-24-1-1 視認等による審査</b></p> <p>(1) 7-21-1-1(1)に同じ。</p> <p>(2) 制動装置は次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>① 7-21-1-1(2)①に同じ。</p> <p>② 7-21-1-1(2)②に同じ。</p> <p>③ 7-21-1-1(2)③に同じ。</p> <p><b>7-21-24-1-2 書面等による審査</b></p> <p>7-21-1-2に同じ。</p>	<p><b>[テルテール：UN R121 又は UN R60 適用前]</b></p> <p><b>8-21-24 従前規定の適用②</b></p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第9条第47項、第48項、第49項関係)</p> <p>① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が12tを超えるもの</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(①に掲げる自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車</p> <p><b>8-21-24-1 性能要件(視認等による審査)</b></p> <p>(1) 8-21-1(1)に同じ。</p> <p>(2) 牽引自動車及び被牽引自動車の制動装置は、牽引自動車と被牽引自動車を連結した状態において、8-15-2-1(3)①の基準及び次の基準に適合しなければならない。</p> <p>① 8-21-1(2)①に同じ。</p> <p>② 8-21-1(2)②に同じ。</p> <p>(3) 8-21-1(3)に同じ。</p> <p>(4) 8-21-1(4)に同じ。</p> <p>(5) 8-21-1(5)に同じ。</p>